

# 浅口市立鴨方東小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月 策定(令和3年4月 改定)

## いじめに関する現状と課題

・本校の児童は、全体的に落ち着いた態度で生活しており、教師の助言に素直に従うことができる。また、良好な友人関係を築くことが難しい児童も若干いるが、子ども同士でトラブルがあった場合にも、早い段階で教師が間に入ることで解決できることが多い。この背景には、教員間で定期的・臨機応変に密な情報交換を行っていることで、早期発見、早期解決に繋がっている面もあると考えられる。また、長欠児童は若干名であり、これらの児童に対しても、ケース会議などを開き、保護者やSC、SSW、支援員等の協力を得ながら、登校支援を根気強く行っている。その他、インターネットや携帯電話などは、本校児童においても身近な情報機器である。したがって、児童がそれらを適切に安全に利用できるよう指導していく必要があり、保護者への啓蒙も学年参観日等の機会を捉えて行っている。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・全校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会として、生徒指導委員会(校長、教頭、教務、生徒指導主事、保健主事、各学年担任1名、PTA会長、学校運営協議会委員他)を構成メンバーとして、校内外のスタッフがそれぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。  
 ・学校生活についてのアンケートを実施し、児童との教育相談や保護者懇談を機会として、いじめの早期発見に努める。さらに、教職員の共通理解を図るため、情報交換会を定期的に開催する。  
 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動(人権週間での児童会の取組)を進めるとともに、だれもが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校作りを進める。  
 ・いじめ防止対策推進法の趣旨・内容やいじめの定義の他、いじめ防止基本方針等を、教職員・保護者・児童で共有し、確実に周知した上で、防止や対応に取り組む。また対応の際に、教職員は、いじめであるかどうかを判断することも重要であるが、いじめと疑われるもの全てに早急に対応することを前提として取り組むことを重要視する。

### 〈重点となる取組〉

・「人権週間」や「人権集会」において児童会の取組を支援し、いじめを許さず、全校でいじめのない学校を作っていこうとする意識の高揚をはかる。  
 ・SNSの利用やネット上のいじめについての理解を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力の向上のための職員研修を実施する。  
 ・全学年を中心にインターネットや携帯電話の利用実態を踏まえ、各学年で児童に対して実態に応じた情報モラルに関する指導を行う。

### 保護者・地域との連携

〈連携の内容〉  
 ・学校基本方針をPTA運営委員会で説明し、学校のいじめ問題への取組について理解を得るとともに、PTA研修会等でいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。  
 ・学校運営協議会委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。  
 ・インターネット上のいじめの問題や携帯電話等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。  
 ・校長室だよりや学校ホームページに、いじめ問題等の学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

### 学校

いじめ対策委員会  
 〈対策委員会の役割〉  
 ・基本方針に基づく取組に実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応  
 〈対策委員会の開催時期〉  
 ・年3回(学期ごと)  
 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉  
 ・直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は終礼  
 〈構成メンバー〉  
 ・校外  
 SC、SSW、PTA会長、  
 学校運営協議会部会委員  
 ・校内  
 校長、教頭、教務、生徒指導主事、保健主事、各学年担任1名  
 全教職員

### 関係機関等との連携

〈関係機関名〉  
 ・県、市教育委員会  
 〈連携の内容〉  
 ・保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣  
 〈連携の窓口〉  
 ・教頭  
 ・地域連携担当  
 〈関係機関名〉  
 ・玉島警察署  
 〈連携の内容〉  
 ・非行防止教室の実施  
 ・定期的な情報交換  
 ・連絡会議(学警連)の開催  
 〈連携の窓口〉  
 ・教頭

## 学校が実施する取組

① い じ め の 防 止	<p>(職員研修)                  ・教職員の指導力向上のための研修として、夏季休業中に児童の実態に応じて研修内容を考え研修会を開く。                  ・いじめの認知に向けた資料を全教職員に配布し、正確な認知に向けての研修を行う。</p> <p>(児童会活動)                  ・校内人権週間において児童会が中心となった活動を実施し、いじめ防止のための取組を行う。</p> <p>(居場所づくり)                  ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、だれもが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</p> <p>(情報モラル教育)                  ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において実施する。</p>
② 早 期 発 見	<p>(実態把握)                  ・児童の実態把握のためのアンケートを6月と12月に実施し、アンケートをもとに教育相談を行うことで、児童の生活の様子を把握し、いじめの早期発見と未然防止に努める。</p> <p>(相談体制の確立)                  ・学級担任をはじめすべての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かな声掛けを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談できるような体制を整える。</p> <p>(情報共有)                  ・児童の気になる変化や行動があった場合は、随時いじめ対策委員のメンバーを中心に情報を共有するとともに、児童の情報交換会(隔週金曜日)で、気になる児童の様子や経過について全職員で情報の共有をする。</p> <p>(家庭への啓発)                  ・積極的ないじめ認知につながるよう、学校便りや学年便りを通じて啓発を行うとともに、児童の生活の様子について、連絡帳や電話連絡、家庭訪問等により早期発見に努める。</p>
③ い じ め へ の 対 応	<p>(いじめの有無の確認)                  ・本校児童がいじめを受けているとの連絡を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの有無の確認を行う。</p> <p>(いじめへの組織的対応の検討)                  ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</p> <p>(いじめられた児童への支援)                  ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行う。</p> <p>(いじめた児童への指導)                  ・いじめを行った児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。</p>